

同居家族等がいる場合の生活援助等の取り扱いについて

(※三郷町独自の取り扱いとなります)

【算定条件】

- ・ 家族等が障がい、疾病等のため、利用者や家族等が家事を行うことが困難な場合
 - ① 同居家族が要支援または要介護状態であり、利用者の家事援助が困難であること
⇒長寿健康課への申請は不要。
 - ② 同居家族が障がいを有しており、以下のいずれかの要件により、利用者の家事援助が困難であると認められること
 - ・ 同居家族が障害者手帳等を有する場合
⇒長寿健康課への申請は不要。
 - ・ 同居家族が手帳を有しないが、比較的軽度の障がいである場合
⇒長寿健康課への申請は必要。同居家族が家事をこなすことが困難であることを確認した場合に算定可能。
 - ③ 同居家族が疾病を有しており、利用者の家事援助が困難であると認められること
⇒長寿健康課への申請は必要。同居家族が家事をこなすことが困難であることを確認した場合に算定可能。
- ・ その他
 - ① 同居家族がいるものの利用者とは生活実態が別で、介護保険による生活援助サービスを利用しなければ、利用者の日常生活に重大な支障を来たすことが予想される場合
⇒長寿健康課への申請は必要。同居家族が家事をこなすことが困難であることを確認した場合に算定可能。
 - ② 同居家族が仕事等で不在になる際、介護保険による生活援助サービスを利用しなければ、利用者の日常生活に重大な支障を来たすことが予想される場合
⇒長寿健康課への申請は必要。同居家族が家事をこなすことが困難であることを確認した場合に算定可能。

【生活援助サービス利用までの流れ】

申請：担当ケアマネジャーは『同居家族等がいる場合の生活援助算定確認シート』、生活援助サービス導入時の居宅サービス計画書・介護予防サービス支援計画書、サービス担当者会議の要点を提出する。

決定：書類確認、関係者に聞き取り等行い、決裁を行う。

通知：結果は担当ケアマネジャーへ書面で通知する。

【留意点】

※生活援助サービス開始後、利用者が家族と同居することになった等サービス利用開始時と状況の変更があった場合は、再度申請が必要となります。

※同居家族が疾病や障がい等で生活援助を導入することになった場合、利用者の結果通知書をもって、同居家族への生活援助導入の許可をしているわけではありません。このため、利用者の生活援助を担当するヘルパーが利用者の同居家族に対して、生活援助を提供することはできません。ただし、同居家族が要支援または要介護状態で生活援助サービスを利用している場合はこの限りではありません。

※許可通知書にはサービス利用の許可期間（居宅サービス計画書・介護予防サービス支援計画書の有効期間と同じ）を記載しております。有効期間満了に伴い、見直しをお願いいたします。継続して必要となる場合は、その都度申請書をご提出ください。